

児童手当の届け出内容に変更があった場合は 手続きが必要です

変更の手続きが必要な人

児童手当を受給している人で、次の変更事項があった場合は、届け出が必要になります。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所や氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったときなど

現況届の提出が原則不要になりました

制度改正により令和4年度から、現況届の提出が原則不要になりました。ただし、ご家庭の事情などにより養育状況の確認が必要な場合は、現況届の提出が必要になります。**対象となる人には、現況届をお送りしますので、提出をお願いします。**

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402



ごみの特別受け入れのお知らせ

一般家庭から排出されるごみの特別受け入れをします。

日 時 6月16日(日) 午前9時～午後3時

受付場所 南三陸町クリーンセンター（戸倉字脇の沢）

手数料 可燃性ごみ（50kgあたり495円を搬入時に納入願います。）



取り扱うごみの種類 ・一般家庭から排出される可燃性ごみ（布団、絨毯、畳、カラーボックス、衣装ケースなど）
※可燃性ごみは、通常1辺40cm以下の大きさに切ってから搬入する事となっていますが、特別受け入れに限り（当該日のみ）1辺40cm以下の大きさに切っていない状態でも受け入れます。

※今回の特別受け入れは、可燃性のごみ限定として受け入れます。不燃性粗大ごみは平日に通常受け入れを実施していますので、今回の特別受け入れは対象外です。

取り扱えないごみの種類 家電リサイクル法が適用される家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）およびパソコン、産業廃棄物、オートバイ、タイヤなどは持ち込みできません。

次回（日程などは未定）も年内にもう1回の特別受け入れを実施する予定ですので、詳しくは、広報南さんりくをご覧ください。

環境対策課 廃棄物対策係 ☎46-5528

就学援助について

町では、経済的な理由で就学が困難な人（※下記支給対象に該当する人）に学用品費などを支給します。支給を希望する場合は、申請書に必要書類を添えて教育委員会事務局学務係に提出してください。

なお、現在町立の小中学校へ通われている児童生徒がいる家庭には、学校より申請の案内がありますので確認してください。

支給の対象

次の要件を満たす人が対象となります。

- 1 本町に住民登録がある小学生・中学生の保護者
- 2 次の就学援助費受給資格に該当する人

要保護者・準要保護者	東日本大震災による被災者
・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。 ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。 生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、個人の事業税・固定資産税および国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給、世帯更生資金の貸し付けを受けている者。	・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、左記「要保護者・準要保護者」の認定要件に相当する者。

援助費の内容と年間支給額

費 目	小学校		中学校	
	1 年生	2 ～ 6 年生	1 年生	2 ～ 3 年生
学用品費（定額）	11,630円		22,730円	
新入学用品費（定額）	57,060円	－	63,000円	－
通学用品費（定額）	－	2,270円	－	2,270円
修学旅行費	－	22,690円 （上限）	－	60,910円 （上限）
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,600円（上限）		2,310円（上限）	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,690円（上限）		6,210円（上限）	
学校給食費（町立小中学校以外の学校に通う児童生徒の保護者のみ）	56,000円（上限）		64,000円（上限）	
医療費（学校保健安全法による疾病）	自己負担額			
P T A 会費	3,450円（上限）		4,260円（上限）	
生徒会費	－		5,550円（上限）	
通学費（交通機関の旅客運賃）	40,020円（上限） ※通学距離が片道 4 km 以上		80,880円（上限） ※通学距離が片道 6 km 以上	

申請手続き

教育委員会事務局窓口またはホームページから申請書を配布しますので、申請書に記入の上、必要書類を添付して教育委員会事務局学務係（本庁舎1階）まで提出してください。

提出期限

6月28日(金)

教育委員会事務局 学務係 ☎46-2604